

財 関 第 4 6 8 号
令和 4 年 6 月 2 0 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 税 局 長 阪 田 渉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和4年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（Ⅰ 税関様式の一部改正）

次に掲げる様式をこれに対応する別紙3-1に掲げる様式に改める。

税関様式C第5640号

税関様式C第5842号

税関様式C第5642号

税関様式C第5843号

税関様式C第5643号

税関様式C第5844号

税関様式C第5644号

税関様式B第1080号

税関様式C第5840号

税関様式B第1320号

（Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙3-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。